

# 議第74号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」といいます。）の一部改正（平成30年厚生労働省令第30号による改正）により、指定地域密着型サービス事業者の指定について条例を定めるに当たり従うこととされている省令の基準のうち、看護小規模多機能型居宅介護に係る基準が緩和されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 省令の一部改正の内容

地域密着型サービスの事業を行うことができる事業者の指定の要件は、法人であることとされていましたが、医療ニーズの高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やす観点から、看護小規模多機能型居宅介護に係るサービスに限って、病床を有する診療所を開設している者についても当該サービスに係る指定を受けることができることとされました。

### 【用語解説】

#### ・地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。

なお、地域密着型サービスを行う事業者の指定は各市町村長が行い、当該事業所に対する指導・監査も市町村の権限とされています。

#### ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問介護、訪問看護及び宿泊を組み合わせ、看護、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行うサービスです。

## 3 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

## 4 施行期日

平成30年4月1日

## 5 新旧対照表

現行	改正案
(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)	(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)
第5条 法第78条の2第4項第1号の条	第5条 法第78条の2第4項第1号の条

<p>例で定める者は、法人_____と _____と _____とする。</p>	<p>例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p>
--	---